



2026 シークワーズ

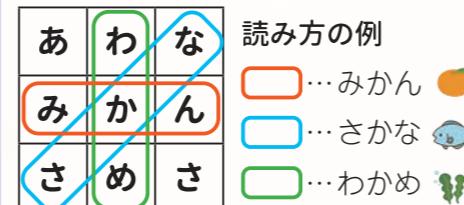
シークワーズのクイズの答えをマスから探してみよう！

余ったマスの文字を組み合わせると、どんなキーワードが出てくるかな？

クイズとアンケートに答えた人へ、抽選でお年玉プレゼントを差し上げます！

シークワーズのルール

- ① 縦、横、斜めに読みます。
- ② 読み方は、下から上、右から左のこともあります。
- ③ 同じマスを何回か使うこともあります。
- ④ 「つ」など、マスの中の文字は大小の区別をしません。



広報とわだのバックナンバー(令和7年1月号～12月号)から答えを探してみよう



スマートフォンアプリ

カタログポケット

Catalog Pocket を使ってクイズに挑戦！

アプリから広報とわだを閲覧する方法

- ① QRコードからカタログポケットへアクセス
- ② 利用規約に同意し、閲覧したい号を選択

- ③ 画面上の App Store Google Play を選択し、アプリをダウンロード

Available in 10 Languages!



クイズ（ヒント【●月号】の対象号を読んで探してみよう！）

2文字

- ① 冬のイベント「十和田湖○○物語」【1月号】
- ② 市が編さんを進めている「十和田○○」【6月号】

3文字

- ① 糖尿病予防を呼び掛けるために令和7年11月に実施した「○○○ライトアップ」【11月号】
- ② 10月に開催される障スポの正式競技「○○○ボール」【7月号】
- ③ とわだ産品PRキャラクターで、ネギをPRしている「十和田○○○」【4月号】

4文字

- ① 令和7年3月から入居開始となった市営住宅「北園団地」と「○○○○団地」【2月号】
- ② 令和7年8月に市民文化センターで公開収録が行われた「出張！なんでも○○○○団」【5月号】
- ③ 十和田湖で取れる淡水魚「十和田湖○○○○」【6月号】
- ④ 昭和52年に青森県で開催された「○○○○国体」【7月号】
- ⑤ 10月に開催される国スポの正式競技「相撲」「バスケットボール」「○○○○」【7月号】
- ⑥ 紅葉期には展望デッキなどから美しい景観が楽しめる「○○○○」【8月号】
- ⑦ サークル活動やイベントなど、市民活動の場となっている「市民交流プラザ『○○○○』」【3月号】
- ⑧ 市内の高校に通う生徒たちが挑戦した「十和田市学生魅力発信プロジェクト『○○○○』」【10月号】
- ⑨ 「アートのまちのリビング」をコンセプトとした「地域交流センター『○○○○』」【12月号】

8文字

- ① 日本国内に住む全ての人と世帯を対象とした5年に一度の調査「○○○○○○○○」【9月号】
- ② 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの公式マスコットキャラクター「○○○○○○○○」【7月号】

応募方法

宛先 〒034-8615 (住所記載不要) 十和田市役所 総務課 広報男女参画係

問総務課 ☎0176-51-6702

応募期限 1月 29 日(木) ※当日消印有効

電子申請システムから回答、またははがきに住所・氏名・生年月日・電話番号・キーワードの回答・次の「広報とわだアンケート」の回答を記入して郵送してください。応募者の中から抽選で25人に図書カードが当たります（当選の発表は発送をもって代えさせていただきます。クイズの答えは広報とわだ2月号に掲載予定です）。

電子申請システムは1月1日から応募できます▶



広報とわだアンケート

- (1) 「広報とわだ」をご覧になる頻度はどのくらいですか？（次の①～④のいずれかの番号を記入）
 - ①毎号読む
 - ②たまに読む
 - ③ほとんど読まない
 - ④全く読まない
- (2) 「広報とわだ」の内容は分かりやすいですか？（次の①～④のいずれかの番号を記入）
 - ①分かりやすい
 - ②まあまあ分かりやすい
 - ③やや分かりにくい
 - ④分かりにくい
- (3) 令和7年2月号から令和8年1月号の「広報とわだ」の中で特に印象に残った記事は何ですか？
(記入例：○月号○ページ) ※広報とわだのバックナンバーは「カタログポケット」から閲覧できます。
- (4) 市に関する情報を、普段どのように入手していますか？（複数回答可）
 - ①紙版・広報とわだ
 - ②アプリ版・広報とわだ（カタログポケット）
 - ③アプリ版・広報とわだ（マチイロ）
 - ④市ホームページ
 - ⑤市ホームページ以外のインターネット上の情報
 - ⑥市が発信しているSNS
 - ⑦市以外が発信しているSNS
 - ⑧新聞
 - ⑨テレビ
 - ⑩ラジオ
 - ⑪その他
- (5) (4) で「⑥」を選択した人にお聞きします。入手先のSNSはどれですか？（複数回答可）
 - ①LINE
 - ②Instagram
 - ③Facebook
 - ④YouTube
 - ⑤ブログ
 - ⑥X
 - ⑦TikTok
- (6) 今後取り上げてほしい記事など「広報とわだ」に関するご意見・ご要望を自由にお書きください。